

『特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務 特別教育』（学科のみ）

当該業務は、労働安全衛生法第59条第3項に定める危険又は有害な業務であり、労働安全衛生規則第36条第27号で、安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないと定めています。

当協会では労働災害防止と、仕事を安全に行うため特別教育を下記のとおり開催致します。

【特殊化学設備とは】

化学設備（労働安全衛生法施行令第15条第1項第5号に掲げる化学設備）のうち、発熱反応が行われる反応器等、異常化学反応又はこれに類する異常な事態により爆発、火災等を生ずるおそれのある設備（反応器・蒸留器等）をいいます。

1. 日時・場所

日 程		開始時間
第1回	2019年 6月12日～13日（水～木）	1日目：9:15～18:35
第2回	2019年12月18日～19日（水～木）	2日目：9:00～15:15
所	若松市民会館 2階 第三集会室	

（受講希望者が少数の場合は、中止若しくは延期する場合がございますのでご了承願います）

2. 受講料・テキスト代（消費税込）

2019年10月1日以降（消費税10%を含む）

（単位：円）

区 分	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下労働基準協会会員	17,600	1,980	19,580
一 般	19,800		21,780

3. 教育カリキュラム

日程	講 習 内 容	時 間
1日目	危険物及び化学反応に関する知識	3時間
	特殊化学設備、特殊化学設備の配管及び特殊化学設備の付属設備の構造	3時間
	関係法令	1時間
2日目	特殊化学設備等の取扱いの方法に関する知識	3時間
	特殊化学設備等の整備及び修理の方法に関する知識	3時間
	修了証交付	

4. 申込み方法：

- ① 受講申し込み前に、講習会の空き状況を八幡労働基準協会まで確認した後、所定の受講申込書をご持参または郵送にて八幡労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しはできません。
- ③ 受講票は振込み（ご入金）確認後、受講日の1週間前を目処にFAXで送付します。

5. 連絡先・振込先等

八幡労働基準協会 〒805-0058 北九州市八幡東区前田 1520-16 ミドリ安全北九州(株) 2階 TEL：093-661-5288 FAX：093-661-5299 受講料振込先：福岡ひびき信用金庫 黒崎支店 普通：1265090 八幡労働基準協会 （振込手数料は貴社でご負担願います）

注）本講習会は、八幡／若松労働基準協会の共催ですが、講習の修了証は「若松」労働基準協会名となります。